

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

採用された被紹介者が入社後、弊社の責に帰すべき事由によらずして退職した場合には、弊社は何らの責任を負わないものとする。但し、採用された被紹介者が入社後以下の期間内に被紹介者の都合により退職した場合は、弊社は成功報酬を以下の比率で求人企業に返還するものとする。

- (1) 入社後 1 ヶ月以内に退職：70%返還
- (2) 入社後 1 ヶ月を超えて 3 ヶ月以内に退職：50%返還
- (3) 入社後 3 ヶ月を超えて 6 ヶ月以内に退職：10%返還

なお、求人企業の被紹介者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なる ことに起因する退職の場合はこの限りではない。

以上

株式会社エムズワード

代表取締役 齊藤正明

許可番号 14 - ユ - 301348